

## 第5 無窓階の取扱い

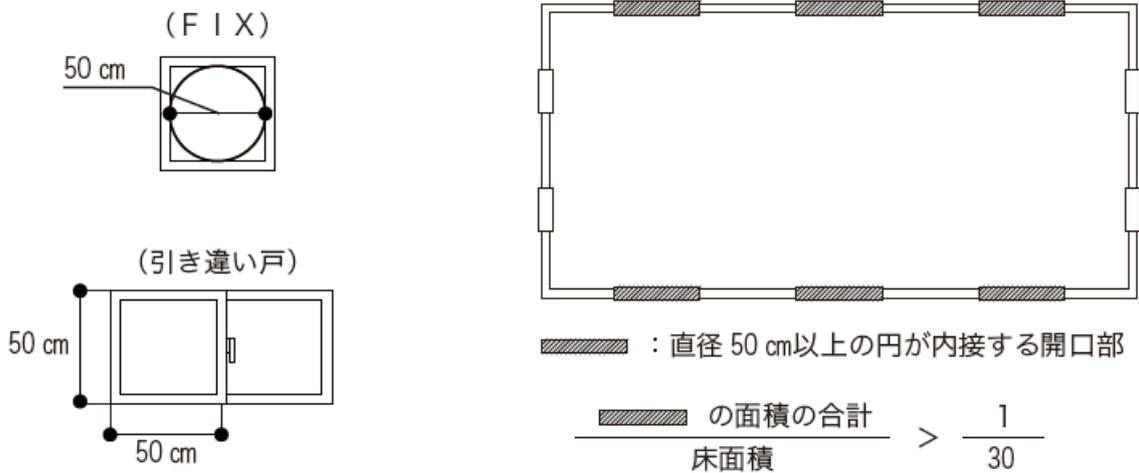
無窓階以外の階の判定は、省令第5条の3によるほか、次により取り扱うこと。

### 1 床面積に対する開口部の割合

省令第5条の3第1項に定める床面積に対する避難上及び消火活動上有効な開口部の割合は、次によること。

#### (1) 11階以上の階

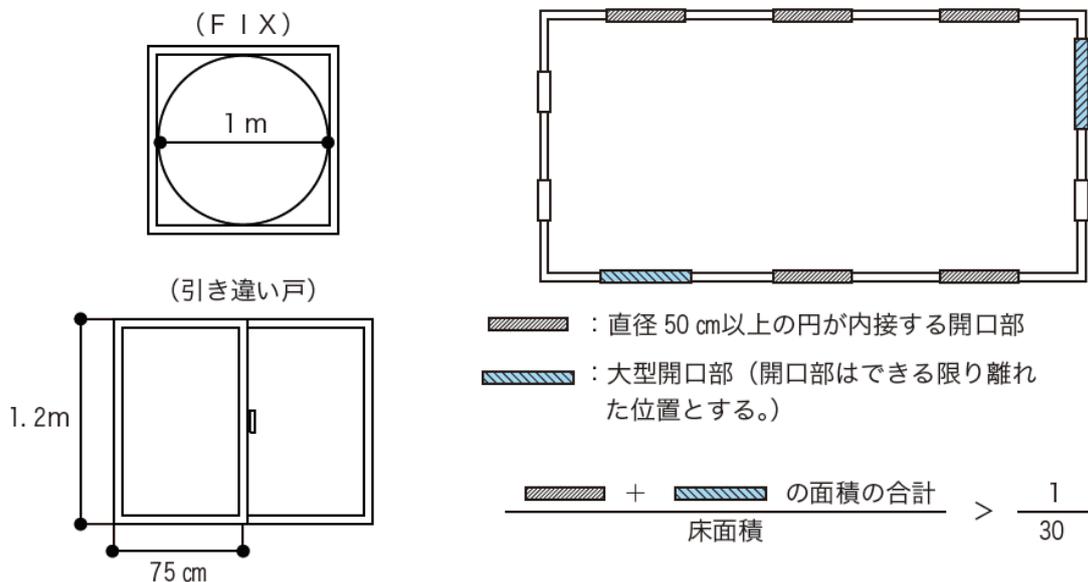
直径50cm以上の円が内接することができる開口部の面積の合計が、当該階の床面積の30分の1を超える階であること。（第5-1図参照）



第5-1図

#### (2) 10階以下の階

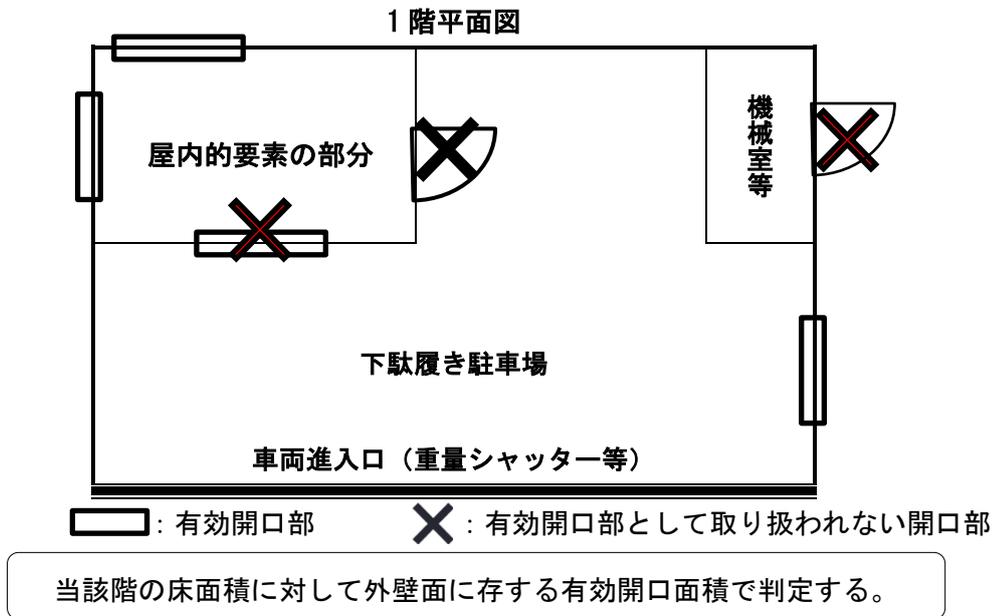
前(1)の開口部に、直径1m以上の円が内接することができる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ75cm以上及び1.2m以上の開口部（以下この項において「大型開口部」という。）が、2以上含まれているものであること。（第5-2図参照）



第5-2図

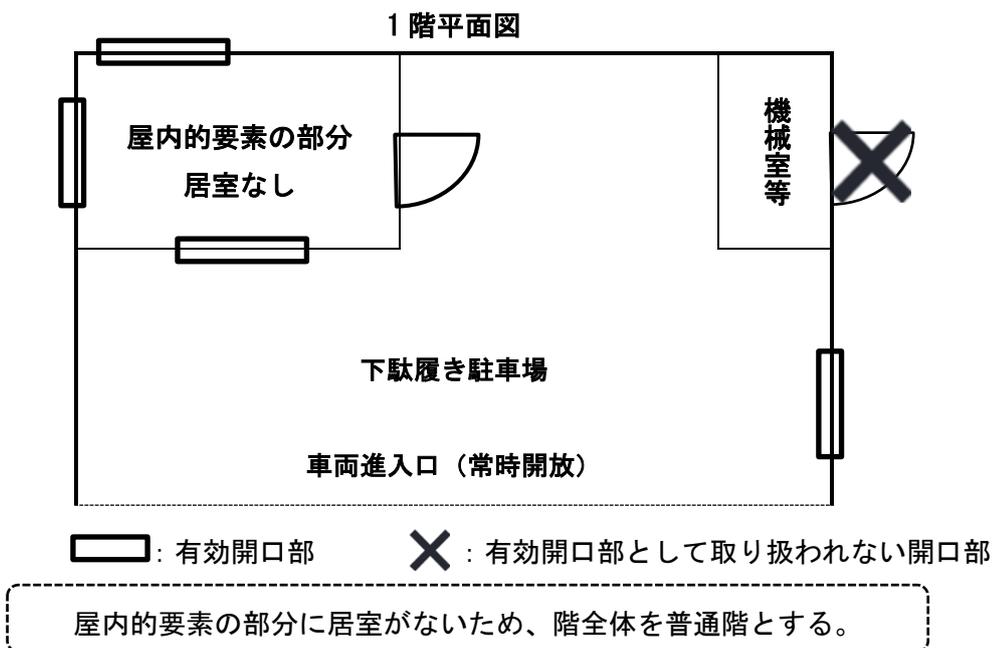
(3) 避難階が駐車場となっている階（下駄履き駐車場）についての判定方法については、次によること。

ア 車両進入口に重量シャッター等があり、駐車場内に進入できない構造の場合は、当該階の床面積に対して外壁面に存する有効開口面積で判定する。その場合、駐車場部分を除いた EV ホールやエントランス等の屋内的要素の部分（以下この項において「屋内的要素の部分」という。）の駐車場に面する有効開口部については算定しない。（第5-3図参照）



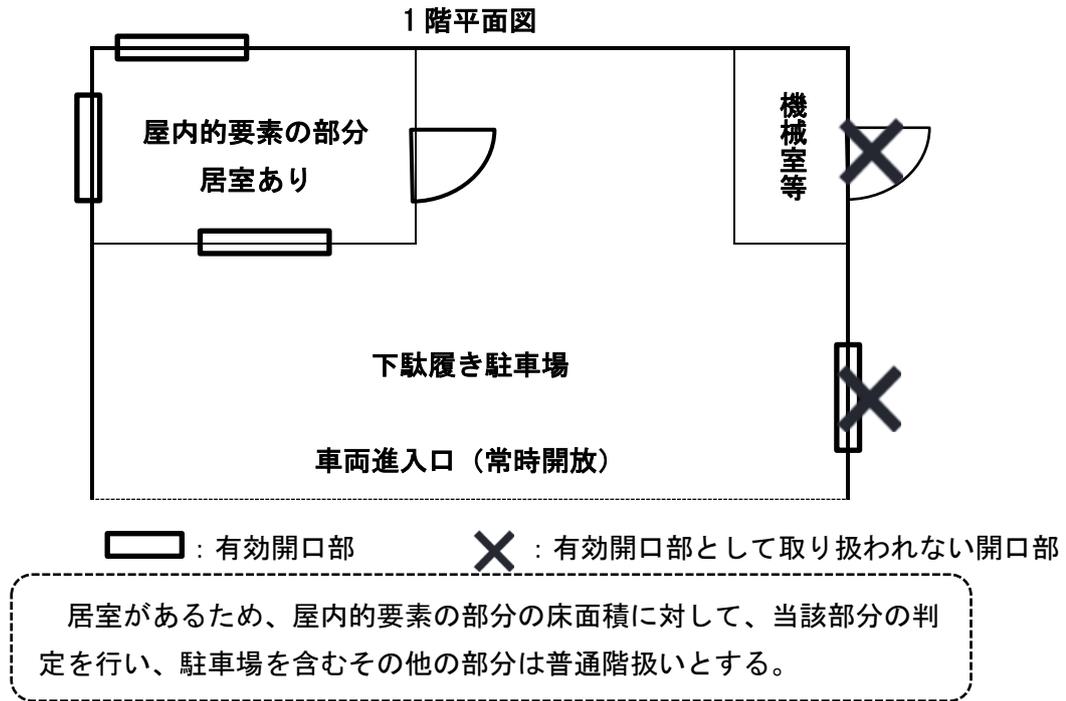
第5-3図

イ 屋内的要素の部分に居室（居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室をいう。以下同じ。）がない場合は、普通階とする。（第5-4図参照）



第5-4図

ウ 屋内的要素の部分に居室がある場合は、屋内的要素の部分の床面積に対して、当該部分のみの判定を行い、駐車場を含むその他の部分は普通階扱いとする。（第5-5図参照）

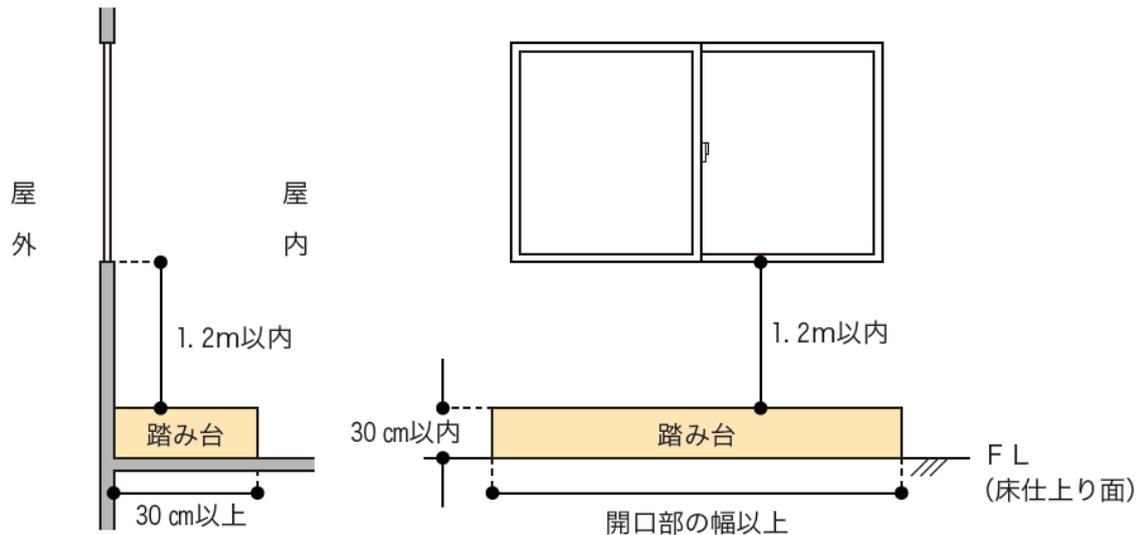


第5-5図

## 2 開口部の位置

(1) 次のすべてに適合する踏み台を設けた場合は、省令第5条の3第2項第1号の「床面から開口部の下端までの高さは、1.2m以内」のものとして取り扱うことができる。（第5-6図参照）

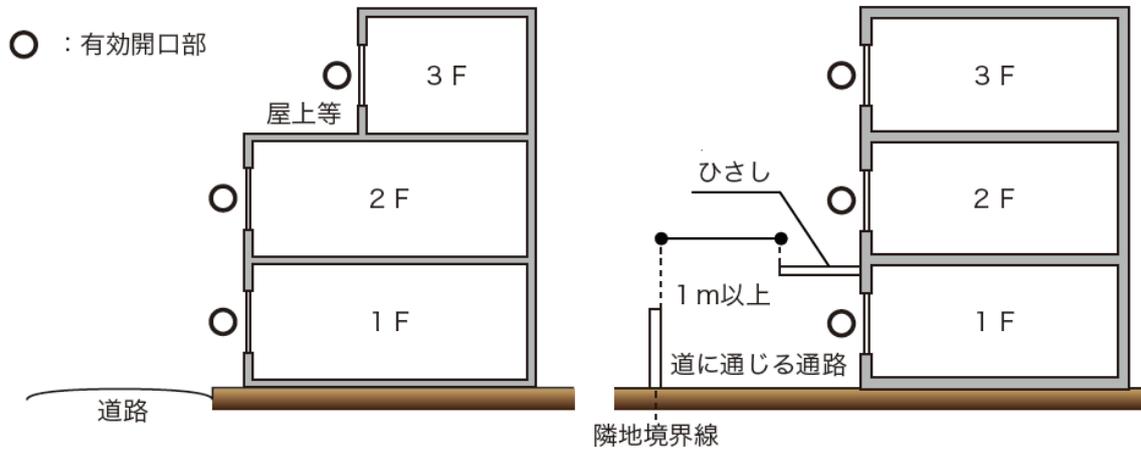
- ア 不燃材料で造られ、かつ、堅固な構造であること。
- イ 開口部が設けられている壁面とすき間がなく、床面に固定されていること。
- ウ 高さは、おおむね30cm以内、奥行は30cm以上、幅は開口部の幅以上であること。
- エ 踏み台の上端から開口部の下端まで1.2m以内であること。
- オ 避難上支障のないように設けられていること。



第5-6図

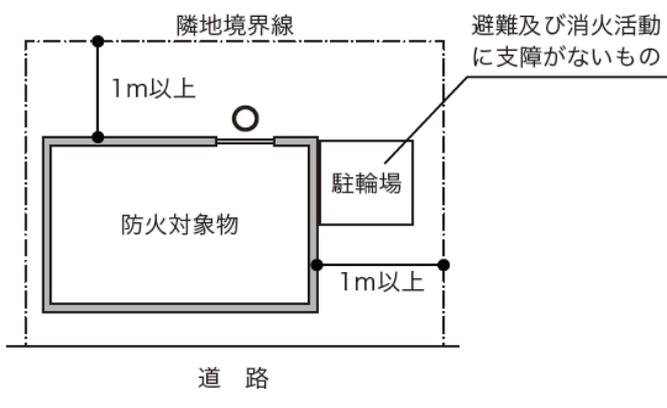
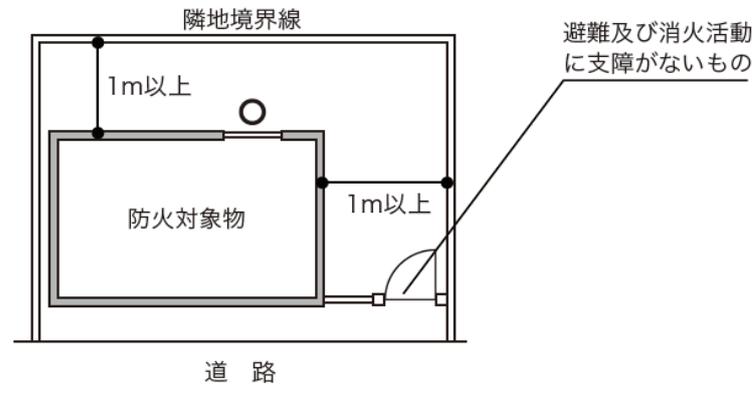
(2) 次に掲げる場所は、省令第5条の3第2項第2号の「通路その他の空地」として取り扱うことができる。

- ア 国、地方公共団体等の管理する公園で、将来にわたって空地の状態が維持されるもの
- イ 道又は道に通じる幅員1 m以上の通路に面してある広場、建築物の屋上、庭、バルコニー、屋根、ひさし又は階段状の部分で避難及び消火活動が有効にできるもの（第5-7図参照）



第5-7図

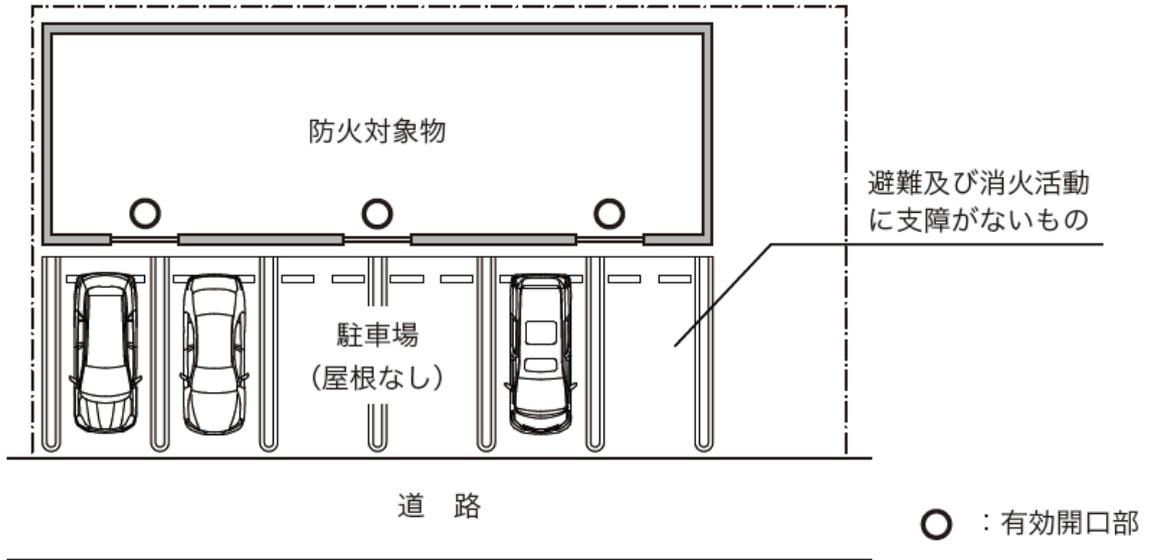
ウ 道に通じる幅員1 m以上の通路にある塀、駐輪場その他の工作物で、避難及び消火活動に支障がないもの（第5-8図参照）



○：有効開口部

第5-8図

エ 平面駐車場で、避難及び消火活動に支障がないもの（第5-9図参照）

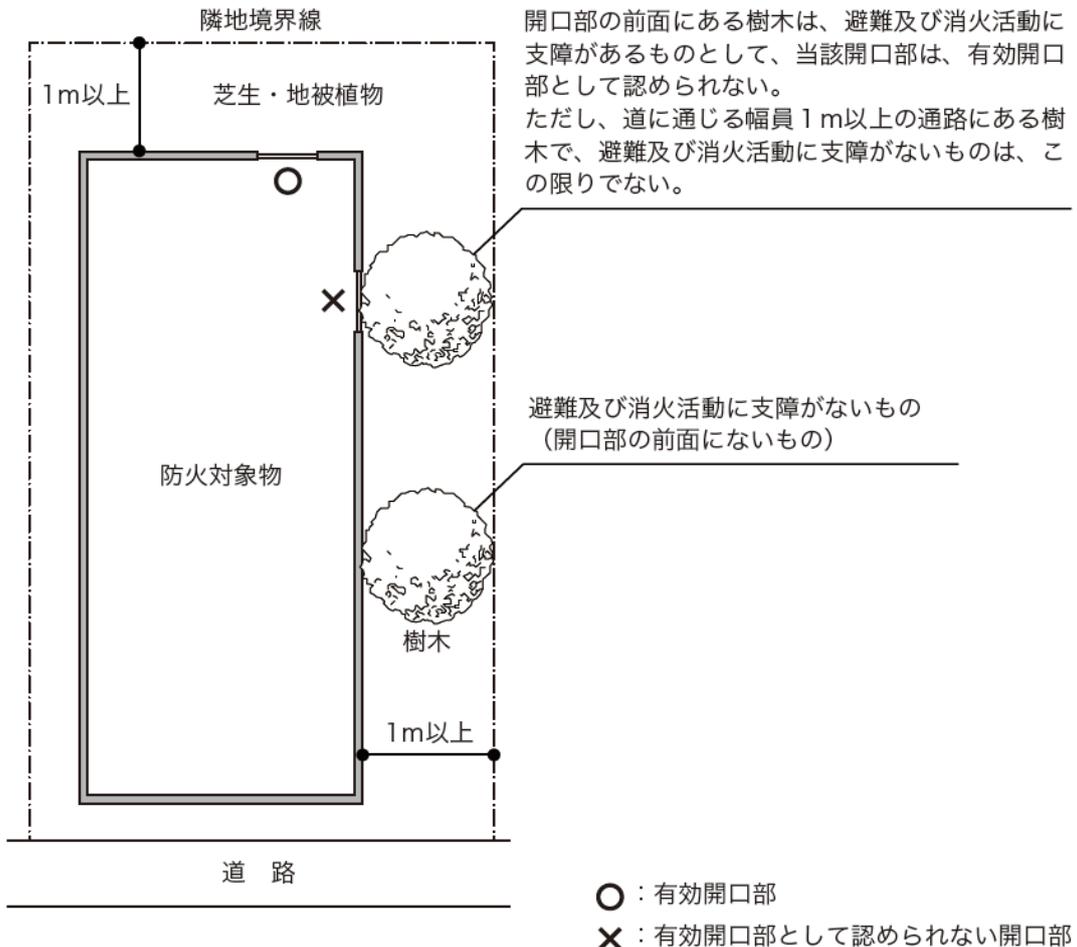


第5-9図

オ 傾斜地及び河川敷で、避難及び消火活動が有効にできるもの

カ 芝生、地被植物等で、避難及び消火活動が有効にできるもの

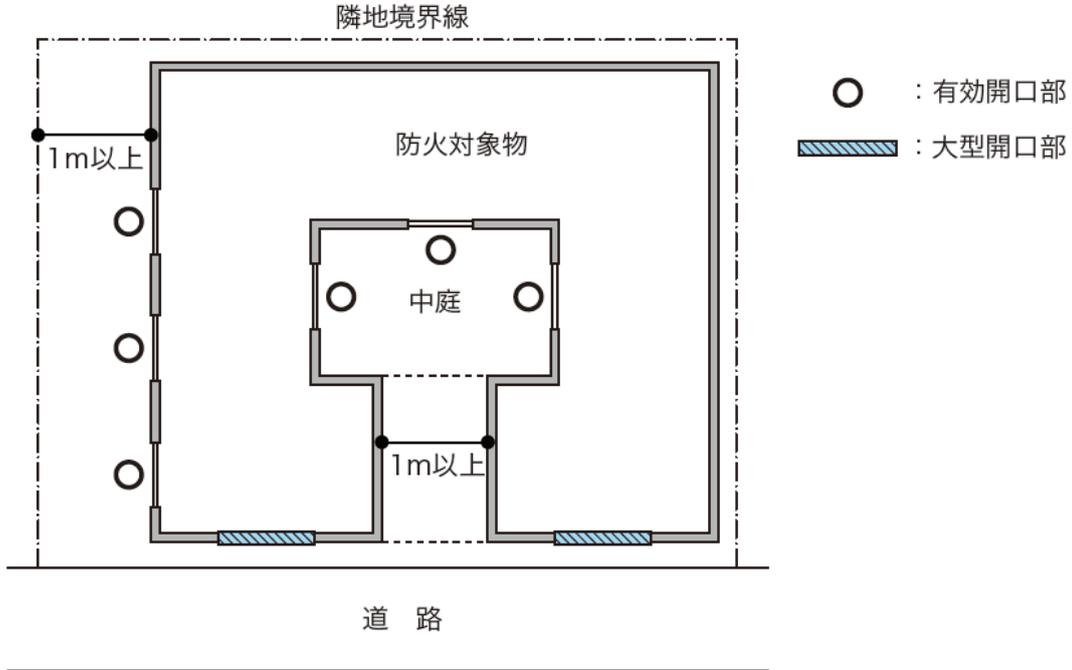
ただし、開口部の前面にない樹木で、避難及び消火活動に支障がないものを除く。（第5-10図参照）



第5-10図

キ 周囲が建物で囲われている中庭等で当該中庭等から通じる通路等があり、次のすべてに適合するもの（第5-11図参照）

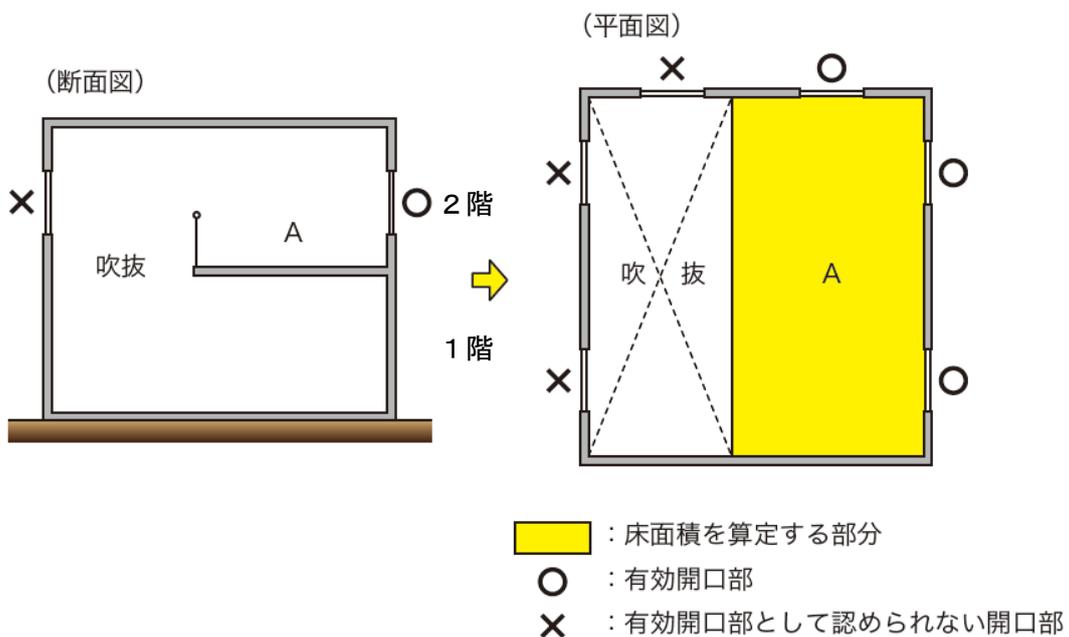
- (ア) 中庭から道に通じる通路及び出入口の幅員は、1 m以上であること。
- (イ) 中庭に面する部分以外の外壁に2以上の大型開口部があること。
- (ウ) 中庭に面する部分以外の外壁の有効開口部で必要面積の2分の1以上を確保できること。



第5-11図

(3) 吹抜けのある場合の床面積及び開口部の取扱いは、次によるものとする。 (第5-12図参照)

- ア 床面積の算定は、当該階の床が存する部分とする。
- イ 開口部の面積の算定は、床が存する部分の外壁開口部の合計とする。



第5-12図

### 3 開口部の構造

- (1) 次に掲げる開口部は、省令第5条の3第2項第3号の「外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できるもの」として取り扱うことができる。(第5-1表参照)

#### ア はめ殺しの窓等

- (ア) 普通板ガラス(旧 JIS R 3201)、フロート板ガラス(JIS R 3202)、磨き板ガラス(JIS R 3202)、型板ガラス(JIS R 3203)、熱線吸収板ガラス(JIS R 3208)又は熱線反射ガラス(JIS R 3221)(ガラスの厚さが8ミリ以下のもの(厚さが6ミリを超えるものは、ガラスの大きさが概ね2㎡以下かつガラスの天端の高さが、設置されている階の床から2m以下のものに限る。))
- (イ) 強化ガラス(JIS R 3206)又は耐熱板ガラス(ガラスの厚さが5ミリ以下のもの)
- (ウ) ポリエチレンテレフタレート(以下「PET」という。)製窓ガラス用フィルム(JISA 5759に規定するもの。以下同じ。)のうち、多積層(引裂強度を強くすることを目的として数十枚のフィルムを重ねて作られたフィルムをいう。以下同じ。)以外で、基材の厚さが100μm以下のもの(内貼り用、外貼り用は問わない)を前(ア)又は(イ)のガラスに貼付したもの
- (エ) 塩化ビニール製窓ガラス用フィルムのうち、基材の厚さが400μm以下のもの(内貼り用、外貼り用は問わない)を前(ア)又は(イ)のガラスに貼付したもの
- (オ) 前(ア)又は(イ)に金属又は酸化金属で構成された薄膜を施した低放射ガラス(通称 Low-E 膜付きガラス)
- (カ) PET製窓ガラス用フィルムのうち、多積層以外で、基材の厚さが100μmを超え400μm以下のもの(内貼り用、外貼り用は問わない)を前(ア)又は(イ)のガラスに貼付したもので、バルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられているもの
- (キ) PET製窓ガラス用フィルムのうち、多積層で、基材の厚さが100μm以下のもの(内貼り用、外貼り用は問わない)を前(ア)又は(イ)のガラスに貼付したもので、バルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられているもの
- (ク) 複層ガラス(JIS R 3209)で、その2枚以上の材料板ガラスがそれぞれ前(ア)から(キ)までのいずれかにより構成されているもの
- (ケ) 前(ア)から(ク)まで以外であって、窓を容易にはずすことができるもの

#### イ 屋内でロックされている窓等

- (ア) 普通板ガラス、フロート板ガラス、磨き板ガラス、型板ガラス、熱線吸収板ガラス又は熱線反射ガラス入り窓等で、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの(ガラスの厚さが8ミリ以下のもの(厚さが6ミリを超えるものは、ガラスの大きさが概ね2㎡以下かつガラスの天端の高さが、設置されている階の床から2m以下のものに限る。))
- (イ) 網入板ガラス(JIS R 3204)又は線入板ガラス(JIS R 3204)入り窓等で、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの(ガラスの厚さが6.8ミリ以下のもの)
- (ウ) 前(イ)以外の網入板ガラス又は線入板ガラス入り窓等で、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるものうち、バルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられているもの(ガラスの厚さが10ミリ以下のもの)
- (エ) 強化ガラス又は耐熱板ガラス入り窓等で、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの(ガラスの厚さが5ミリ以下のもの)
- (オ) 合わせガラス(JIS R 3205)入り窓等で、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができ、窓に設置される鍵(クレセント錠又は補助錠をいう。)は2以下で、

別個の鍵を用いたり暗証番号を入力しなければ解錠できないような特殊なクレセントやレバーハンドル等が設置されていないもの（フロート板ガラス 6.0 ミリ以下+PVB30mil 以下+フロート板ガラス 6.0 ミリ以下、網入板ガラス 6.8 ミリ以下+PVB30mil 以下+フロート板ガラス 5.0 ミリ以下、フロート板ガラス 6.0 ミリ以下+EVA 中間膜（株式会社ブリヂストン製のものに限る。以下同じ。） 0.4 mm以下+PET フィルム 0.13 mm以下+EVA 中間膜 0.4 mm 以下+フロート板ガラス 6.0 ミリ以下、フロート板ガラス 6.0 ミリ以下+EVA 中間膜 0.8 mm 以下+フロート板ガラス 6.0 ミリ以下、網入板ガラス 6.8 ミリ以下+EVA 中間膜 0.4 mm以下+PET フィルム 0.13 mm以下+EVA 中間膜 0.4 mm以下+フロート板ガラス 5.0 ミリ以下、網入板ガラス 6.8 ミリ以下+EVA 中間膜 0.8 mm以下+フロート板ガラス 5.0 ミリ以下）

- (カ) 前(ウ)以外の合わせガラス入り窓等で、当該ガラスを一部破壊することにより、外部から開放することができ、窓に設置される鍵（クレセント錠又は補助錠をいう。）は2以下で、別個の鍵を用いたり暗証番号を入力しなければ解錠できないような特殊なクレセントやレバーハンドル等が設置されていないものうち、バルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられているもの（フロート板ガラス 5.0 ミリ以下+PVB60mil 以下+フロート板ガラス 5.0 ミリ以下、網入板ガラス 6.8 ミリ以下+PVB60mil 以下+フロート板ガラス 6.0 ミリ以下、フロート板ガラス 3.0 ミリ以下+PVB60mil 以下+型板ガラス 4.0 ミリ以下）
- (キ) PET 製窓ガラス用フィルムのうち、多積層以外で、基材の厚さが 100 μm 以下のもの（内貼り用外貼り用は問わない）を前(ア)から(カ)までのいずれかのガラスに貼付したもの
- (ク) 塩化ビニール製窓ガラス用フィルムのうち基材の厚さが 400 μm 以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない）を前(ア)から(カ)までのいずれかのガラスに貼付したもの
- (ケ) 前(ア)から(カ)までのいずれかに金属又は酸化金属で構成された薄膜を施した低放射ガラス（通称 Low-E 膜付きガラス）で、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの
- (コ) PET 製窓ガラス用フィルムのうち、多積層以外で、基材の厚さが 100 μm を超え 400 μm 以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない）を前(ア)又は(エ)までのいずれかのガラスに貼付したもので、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの
- (ク) PET 製窓ガラス用フィルムのうち、多積層で、基材の厚さが 100 μm 以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない）を前(ア)又は(エ)までのいずれかのガラスに貼付したもので、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの
- (シ) 複層ガラス入り窓等で、その2枚以上の材料板ガラスがそれぞれ前(ア)から(ク)（前(ウ) 前(ウ)に前(キ)から(ク)に示す加工したものを除く。）までのいずれかにより構成され、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの

ウ 前ア及びイ以外の窓等

- (ア) 前ア及びイ(ア)から(エ)まで（これらに前イ(キ)から(ク)までに示す加工をしたものを含む。）に示す合わせガラス以外のガラスの取扱いは、「窓ガラス破壊試験方法」の結果とする。
- (イ) 前イ(ウ)、(カ)まで（これらに前イ(キ)から(ク)までに示す加工をしたものを含む。）に示すガラス以外の合わせガラスの取扱いは、「合わせガラスに係る破壊試験ガイドライン」の結果とする。

エ 軽量シャッター（JIS A 4704 で定めるスラットの板厚が 1.0 ミリ以下のものをいう。以下同じ。）の開口部

- (ア) 煙感知器と連動により解錠した後、屋内外から手動で開放できるもの（非常電源付きの

ものに限る)

(イ) 避難階又はこれに準ずる階に設けられたもので、屋外より消防隊が特殊な工具を用いることなく容易に開放できるもの

※ 避難階に準ずる階とは、屋外階段又は人工地盤等を利用して当該開口部まで容易に到達することができる階をいう。

(ウ) 共同住宅の雨戸として設けられたもので、開口部に建基令第126条の7第5号に規定するバルコニー等の消防活動スペースが確保され、かつ、屋外より消防隊が特殊な工具を用いることなく容易に開放できるもの

(エ) 屋外から常時手で解錠できるサムターン付軽量シャッター

オ 防火設備（シャッター）の開口部

(ア) 防災センター、警備員室又は中央管理室等常時人がいる場所から遠隔操作で開放できるもの（非常電源付きのものに限る。）

(イ) 屋内外から電動により開放できるもの（非常電源付きのものに限る。）

(ウ) 屋外から水圧によって開放できる装置を備えたもので、開放装置の送水口が1階にあるもの（シャッター等の水圧開放装置に関する取扱いについて（昭和52年12月19日消防予第251号）に適合しているものに限る。）

※ 注水時にホースの接続を必要とする水圧開放装置の送水口は、「消防用ホースの使用に差込又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の企画を定める省令（平成25年総務省令第23号）」に規定する呼称65の差込式受け口（町野式）に適合するものであること。

カ 二重窓等

(ア) はめ殺しの窓等で、ア(ア)又は(イ)に掲げるもの

(イ) 屋内外から開放できるガラス入り窓等

(ウ) 避難階に設けられた屋内から手で開放できる軽量シャッターとガラス入り窓等

キ 間仕切り壁を設けることにより、室内と開口部とが区画された構造のもので、開口部と相対する部分に出入口が設けられたもの（出入口は、屋内外から手で開放できるものに限る。）

ク 開口部と間仕切り壁等の間に通路を設け、間仕切り壁等の出入口を有効に設けたもので、次のすべてに適合するもの又はこれと同等以上に支障がないと認められるもの

(ア) 通路は、通行又は運搬のみに供され、かつ、可燃物が存置されていないことなど常時通行に支障ないこと。

(イ) 通路及び間仕切り壁等の出入口の幅員は、おおむね1m以上、高さは1.8m以上として、下端は床面から15cm以下であること。

(ウ) 間仕切り壁等の出入口と一の外壁の開口部との距離は、おおむね10m以下であること。

ケ 開口部の周辺に広告物、看板、日除け、雨除け等を設けたもので、避難及び消防隊の進入に支障ないもの

コ 避難を考慮する必要のない無人の小規模倉庫等で、外壁がスレート等で造られ、内壁がなく外部から容易に破壊できる部分（消火活動上支障ない場合に限る。）

サ 有効な開口部の周辺には、避難上及び消防活動上の支障となるものを設けないこと。ただし、容易に移動できる場合はこの限りではない。

（例：キャスター付きラック、キャスター付きアイスケース等）

(2) 開口部の有効寸法の算定は、開口部の形式等により第5-2表により判断するものであること

と。

第5-1表 ガラスの種類による無窓階の取扱い

開口部の条件 ガラス開口部の種類			無窓階判定(省令第5条の3)			
			足場有り	足場なし		
				窓ガラス用フィルムなし	窓ガラス用フィルムA	窓ガラス用フィルムB
普通板ガラス フロート板ガラス 磨き板ガラス 型板ガラス 熱線吸収板ガラス 熱線反射ガラス	厚さ8ミリ以下 (厚さが6ミリを超えるものは、ガラスの大きさが概ね2㎡以下かつガラスの天端の高さが、設置されている階の床から2m以下のものに限る。)	引き違い	○	○	○	△
		F I X	○	○	○	×
網入板ガラス 線入板ガラス	厚さ6.8ミリ以下	引き違い	△	△	△	△
		F I X	×	×	×	×
	厚さ10ミリ以下	引き違い	△	×	×	×
		F I X	×	×	×	×
強化ガラス 耐熱板ガラス	厚さ5ミリ以下	引き違い	○	○	○	△
		F I X	○	○	○	×
合わせガラス	フロート板ガラス6.0ミリ以下+PVB(ポリビニルブチラール)30mil(膜厚0.76mm)以下+フロート板ガラス6.0ミリ以下	引き違い	△	△	△	×
		F I X	×	×	×	×
	網入板ガラス6.8ミリ以下+PVB(ポリビニルブチラール)30mil(膜厚0.76mm)以下+フロート板ガラス5.0ミリ以下	引き違い	△	△	△	×
		F I X	×	×	×	×
	フロート板ガラス5.0ミリ以下+PVB(ポリビニルブチラール)60mil(膜厚1.52mm)以下+フロート板ガラス5.0ミリ以下	引き違い	△	×	×	×
		F I X	×	×	×	×
	網入板ガラス6.8ミリ以下+PVB(ポリビニルブチラール)60mil(膜厚1.52mm)以下+フロート板ガラス6.0ミリ以下	引き違い	△	×	×	×
		F I X	×	×	×	×
	フロート板ガラス3.0ミリ以下+PVB(ポリビニルブチラール)60mil(膜厚1.52mm)以下+型板ガラス4.0ミリ以下	引き違い	△	×	×	×
		F I X	×	×	×	×
	フロート板ガラス6.0ミリ以下+EVA(エチレン酢酸ビニル共重合体)中間膜0.4mm以下+PETフィルム0.13mm以下+EVA中間膜0.4mm以下+フロート板ガラス6.0ミリ以下	引き違い	△	△	△	×
		F I X	×	×	×	×
フロート板ガラス6.0ミリ以下+EVA(エチレン酢酸ビニル共重合体)	引き違い	△	△	△	×	

合わせガラス	中間膜 0.8 mm以下+フロート板ガラス 6.0 ミリ以下	F I X	×	×	×	×
	網入板ガラス 6.8 ミリ以下+EVA (エチレン酢酸ビニル共重合体) 中間膜 0.4 mm以下+PETフィルム 0.13 mm以下+EVA中間膜 0.4 mm以下+フロート板ガラス 5.0 ミリ以下	引き違い	△	△	△	×
		F I X	×	×	×	×
	網入板ガラス 6.8 ミリ以下+EVA (エチレン酢酸ビニル共重合体) 中間膜 0.8 mm以下+フロート板ガラス 5.0 ミリ以下	引き違い	△	△	△	×
		F I X	×	×	×	×
	倍強度ガラス	—————	引き違い	×	×	×
F I X			×	×	×	×
複層ガラス	構成するガラスごとに本表（網入板ガラス及び線入板ガラス（窓ガラス用フィルムを貼付したものを含む）は、厚さ 6.8 ミリ以下のものに限る。）により評価し、全体の判断を行う。					

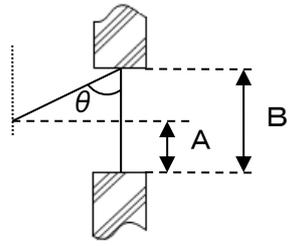
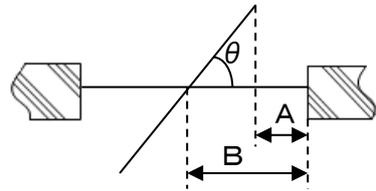
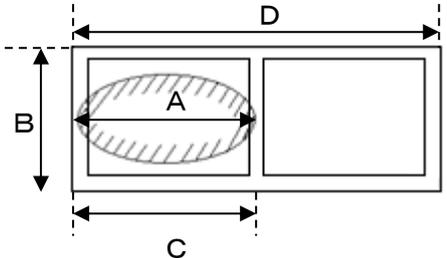
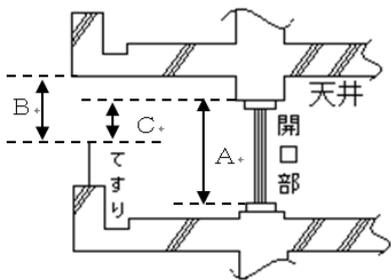
〔備考〕

- 1 ガラスの厚さの単位は、日本産業規格（JIS）において用いられる「呼び厚さ」の「ミリ」を用いる。
- 2 「足場有り」とは、避難階又はバルコニー（建基令第126条の7第5号に規定する構造以上のもの）、屋上広場等破壊作業のできる足場が設けられているもの
- 3 「引き違い戸」とは、片開き、開き戸を含め、通常は部屋から開放することができ、かつ、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの
- 4 「FIX」とは、はめ殺し窓をいう。
- 5 合わせガラス及び倍強度ガラスは、それぞれJIS R 3205 及びJIS R 3222 に規定するもの
- 6 「窓ガラスフィルムなし」は、ポリエチレンテレフタレート（以下「PET」という。）製窓ガラス用フィルム（JIS A 5759に規定するもの。以下同じ。）等を貼付していないガラスをいう。
- 7 「窓ガラスフィルムA」は、次のものをいう。
  - (1) PET製窓ガラス用フィルムのうち、多積層（引裂強度を強くすることを目的として数十枚のフィルムを重ねて作られたフィルムをいう。以下同じ。）以外で、基材の厚さが100μm以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない）貼付したガラス
  - (2) 塩化ビニール製窓ガラス用フィルムのうち、基材の厚さが400μm以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない）貼付したガラス
  - (3) 低放射ガラス（通称Low-E膜付きガラス）（金属又は酸化金属で構成された薄膜を施した低反射ガラスであること。）
- 8 「窓ガラスフィルムB」は、次のものをいう。
  - (1) PET製窓ガラス用フィルムのうち、多積層以外で、基材の厚さが100μmを超え400μm以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない）貼付したガラス
  - (2) PET製窓ガラス用フィルムのうち、多積層で、基材の厚さが100μm以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない）貼付したガラス
- 9 「足場有り」欄の判定は、窓ガラス用フィルムの有無にかかわらず、すべて（窓ガラスフィルムなし、窓ガラスフィルムA、窓ガラスフィルムB）同じ判定であること。
- 10 合わせガラスに用いるEVA（エチレン酢酸ビニル共重合体）中間膜は株式会社ブリヂストン製のものに限る。
- 11 耐熱板ガラスは、耐熱板ガラス品質規格（低膨張防火ガラス、耐熱強化ガラス及び耐熱結晶化ガラス）によるものをいう

[凡例]

- : 省令第5条の3第2項第3号後段に規定する開口部として取り扱うことができる。
- △ : ガラスの一部を破壊し、外部から開放できる部分（引き違い戸の場合概ね1/2の面積で算定する。）を省令第5条の3第2項第3号後段に規定する開口部として取り扱うことができる。
- × : 省令第5条の3第2項第3号後段に規定する開口部として取り扱うことはできない。

第5-2表 開口部の有効寸法の算定方法

	型 式	判 断
突出し窓	 <p>(注) <math>\theta</math> は、最大開口部角度 (0度~90度)</p>	<p>Aの部分とする。 (注) <math>A = B (1 - \cos \theta)</math></p>
回転窓	 <p>(注) <math>\theta</math> は、最大開口部角度 (0度~90度)</p>	<p>Aの部分とする。 (注) <math>A = B (1 - \cos \theta)</math></p>
(引き違い窓を含む)	 <p>(注) 1 <math>A</math> 及び <math>C = \frac{1}{2} D</math> 2 <math>A</math> は、50cmの円の内接又は1mの円の内接</p>	<p><math>A</math> 又は <math>B \times C</math> とする。 なお、次による寸法の場合は、50cm以上の円が内接するものと同様以上として取り扱うことができる。 <math>B = 1.0\text{m}</math> (0.65m) 以上 <math>C = 0.45\text{m}</math> (0.4m) 以上 (注) ( ) 内は、バルコニー等がある場合 <math>B \times D</math> とする場合は、0.5mの円が内接又は1mの円が内接すること。ただし、開口部の個数は1とする。</p>
外壁側にバルコニー等がある場合		<p>Aの部分とする。 なお、<math>B</math> は1m以上で、てすりの高さは、床面から1.2m以下とする。 (注) バルコニーの幅員はおおむね60cm以上の場合に限る。これによりがたい場合は <math>C</math> を開口寸法とする。</p>